

EUにおける国別報告書(CbCR)の公開に係る概要について

October 2021

In brief

2021年9月28日、EU理事会は、国別報告書(CbCR)の公開に係るEU理事会会計指令(指令2013/34/EU¹)の修正提案について正式に採択しました。

採択された修正提案では、多国籍グループまたは単体企業の当該会計年度および前会計年度の2会計年度において(連結)総収益が7億5000万ユーロを超える場合、EU域内に本社があるかどうかにかかわらず、各EU加盟国、および税務上の非協力的国・地域のEUリスト附属書Ⅰ(「EUブラックリスト」)に掲載されている国・地域、または国際的税務基準(税の透明性・公正な課税の観点から、情報交換の積極的な実施、有害税制を有しない等)を未だ満たしていないが改正にコミットしているEUリスト附属書Ⅱ(「EUグレーリスト」)に2年以上連続で掲載されている国・地域²で支払う、法人所得税等に係る情報を開示することが要求されます。

この修正指令は、EU企業、およびEU域内において支店・子会社を通じて事業活動を行っているEU以外の多国籍企業に対して同一の開示義務を導入し、多国籍企業の税務情報を公開審査の対象とすることにより、EUにおける法人税に係る透明性を高め公平な課税の達成を目的とするものとしています。

以下、EUにおける国別報告書(CbCR)の公開に係るEU理事会会計指令(指令2013/34/EU)の修正提案(以下、「修正指令」)の概要についてご紹介いたします。

In detail

【修正指令の対象範囲】

- 修正指令の下では、7億5,000万ユーロ超の連結収益のグループの親会社は、EU域内に一つ以上の大規模または中規模のエンティティがある場合に対象
- 大規模または中規模エンティティの定義は、下記の三つの条件のうち二つを満たす法人、又は売上高の閾値を満たす支店
 - 貸借対照表上の総資産が400万ユーロ超
 - 純売上高が800万ユーロ超
 - 平均従業員数が50名超
- 収益閾値については、多国籍企業グループ及び単体企業の当該年度及び前年度の2会計年度の(連結)収益が7億5,000万ユーロ超である場合に修正指令の対象

¹ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_9547_2021_INIT&from=EN

² 2021年10月5日付EU官報(Official Journal of EU)によれば、附属書Ⅰ「EUブラックリスト」及び附属書Ⅱ「EUグレーリスト」の国・地域は以下のとおり

<https://www.consilium.europa.eu/media/52208/st12519-en21.pdf>

附属書Ⅰ「EUブラックリスト」: アメリカ領サモア、フィジー、グアム、パラオ、パナマ、サモア、トリニダード・トバゴ、アメリカ領ヴァージン諸島、バヌアツ

附属書Ⅱ「EUグレーリスト」: トルコ、ボツワナ、アンギラ、バルバドス、ドミニカ、セーシェル、タイ、コスタリカ、香港、マレーシア、カタル、ウルグアイ、ジャマイカ、ヨルダン、北マケドニア

【開示する情報内容等】

- 開示情報は以下のとおり
 - 連結グループ又は単体企業のすべての関連事業活動に関する情報(この情報は、各EU加盟国、EUブラックリスト及びEUグレーリストの国ごとの情報)
 - 最終親会社又は単体企業の名称、使用通貨、最終親会社事業の財務諸表で連結されEU加盟国・EUブラックリスト国・EUグレーリストの国に設立されたすべての子会社のリスト
 - 具体的には以下の情報
 - A. 事業活動の簡潔な説明
 - B. 常勤ベースでの従業員数
 - C. IFRSに基づく収益、IFRSを適用していない場合は調整後純収益(グループの関連者間取引に係る収益を含む)
 - D. 税引前利益又は損失の金額
 - E. 関連国・地域における当該会計年度の課税所得・損失に係る発生所得税額
 - F. 関連国・地域における当該会計年度のキャッシュベースでの納付所得税額
 - G. 当該会計年度末の利益留保金額
- 開示情報は最終親会社又は単体企業のWebサイトに掲載し、EUの一つ以上の公用語により共通のEUテンプレートに従い機械で読み取り可能な電子フォーマットで表示
- 開示情報は貸借対照表日から12カ月以内は無償でアクセス可能とし、少なくとも5年間関連するWebサイトでアクセス可能とする必要あり

【特定情報の開示の延期】

- 所得税情報に関するデータを公に開示することにより、関連する事業の商業上の立場に「重大な不利益」(seriously prejudicial)をもたらす場合には、暫定的に特定の情報についての開示の延期が可能(但し、開示延期に係る正当な理由についての説明とともに報告書に明示する必要あり)
- 加盟国は、開示延期された情報について当初の開示延期の日から5年以内に事後の所得税情報に係る報告書で開示することを確保する
- EUブラックリスト・EUグレーリストの国に係る情報の開示延期は不可

【執行及び遵守違反等】

- 加盟国は、事業者による報告書及び関連するステートメントについて所定のフォーマットに基づき開示されることを確保する必要がある
- 最終親会社又は単体企業の執行・管理・監督機関は、開示要件が指令に沿ったものであることを確認する共同責任を負う
- 指令の開示要件違反に対するペナルティーは、加盟国によって置き換えられた国内法により適用される
- 欧州委員会は、本指令の適用状況(指令の遵守状況・影響、競争上のセーフガードの下での開示延期メカニズムを含む)について、国内法への置き換えから4年後にレビューを実施する

【実施に係るスケジュール】

- 本修正指令は、今後、欧州議会によって正式に承認される必要があり、EU官報（Official Journal of EU）に掲載の20日後に発効
- 加盟国は、発効日から18カ月以内に修正指令を国内法に置き換え
- 国内法への置き換え期限の1年後以降に開始する会計年度の開始日から適用

実施に係るタイムラインの例示

（当該修正指令のEU官報掲載を2021年10月11日とする前提を置いた場合）



The takeaway

今回のEU修正指令については、公平な課税目的を達成するためとりわけ多国籍企業に関する税の透明性を確保することがEU租税政策目標にとって重要であると位置付けています。その政策目標達成の手段として、多国籍企業の税務情報を公開審査の対象としたうえで、EUにおける法人税に係る透明性をより高めることを意図したものです。

今回のEU修正指令の施行は、欧州・EU域内で子会社等を持つ日本企業へ大きな影響を与えると予想されます。サプライチェーンの関連者間取引に係る利益配分状況を含め各事業体の利益水準についてより一層きめ細かなモニタリングを行うなどの海外子会社に対する税務ガバナンスをさらに強化していく必要があります。そのためにも、現行移転価格ポリシーの運用・在り方の見直しを含め、EU各国における事業活動と納付税額との相関性・相応性について、税務ポジションのさらなる明確化が求められます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC税理士法人

〒100-0004東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所 〒100-0004東京都千代田区大 手町一丁目2番1号 Otemachi Oneタワー	大阪事務所 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町4 番20 号 グランフロント大阪 タワーA 36 階	名古屋事務所 〒450-6038 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目 1番4号 JRセントラルタワーズ38階
パートナー 宮嶋 大輔	パートナー 高橋 輝行	パートナー 黒川 兼
パートナー 野田 幸嗣	パートナー(大阪) 吉田 愛	パートナー 早川 直樹
パートナー 永藤 剛基	パートナー ライアン トマス	パートナー(大阪) 中牟田 賢志
パートナー 大橋 全寿	パートナー 大和 順子	パートナー(名古屋) 船谷 晃一
パートナー 竹内 千尋	パートナー(大阪) 池川 恭史	パートナー 浅川 和仁
パートナー 井ノ口 和均	パートナー 水島 吾朗	ディレクター 城地 徳政

PwC税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwCグローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.